

広島県告示第五百五十二号

建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第二十六条第二項の規定によって、次のとおり監督処分を行った。

平成二十四年六月十一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 監督処分をした年月日

平成二十四年六月一日

二 監督処分を受けた建築士事務所

1 名称及び所在地

株式会社エナプラン

広島市南区段原三丁目一五番一七号

2 開設者の名称及び代表者の氏名

株式会社エナプラン

奈村 日善

3 一級建築士事務所、二級建築士事務所又は木造建築士事務所の別及び登録番号

一級建築士事務所

広島県知事登録一〇（二）第三五〇七号

三 監督処分の内容

建築士事務所の閉鎖三月

四 監督処分の原因となった事実

株式会社エナプランの管理建築士である奈村日善は、建築士法第十条第一項の規定により国土交通大臣から三月間の業務の停止を命じられた。

このことは、建築士法第二十六条第二項第四号に該当する。